

杉並区版公民連携プラットフォームの仕組みについて

杉並区協働推進計画に基づく「杉並区版公民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）」の構築については、令和5年4月からの運用開始に向け、多様な主体が対等な立場で参加し、かつ、誰もが利用しやすいプラットフォームとなるよう、公共の担い手となる地域団体等の意見を踏まえながら、検討を進めてきました。

このたび、プラットフォームの仕組みがまとまりましたので、以下のとおり報告します。

1 プラットフォームの位置づけ

当区におけるプラットフォームは、協働の取組を促進するためのツールの一つであり、主に次の機会を提供する「場」とする。

○地域の様々な主体が出会い、相互に連携することで、地域課題の解決に向けた取組の実行に結び付ける場

○協働の取組に向けた機運を醸成する場

2 プラットフォームの仕組み

プラットフォームは、個人を含め、公共の担い手となる多様な主体が利用できるものとする。

また、主体間の連携が促進されるよう、各主体の活動内容や活動方針などをプラットフォーム内で共有できるようにする。そのうえで、主に次の仕組みにより、協働の取組を促進していく。

(1) 多様な主体からの取組提示型（別紙1参照）

単独では、地域活動の実施や拡大が困難な主体同士が、プラットフォームを介し、強み（人材やノウハウ等）を活かして連携することにより、新たな協働の取組に結び付けることができる仕組みとする。

(2) 区からのアイデア募集型（別紙2参照）

多様な主体の知恵や創意を、行政課題の解決に活かすことができる仕組みとする。

3 プラットフォームを活用した機運醸成の取組

プラットフォームを活用した協働に関する情報提供や各主体の交流会等の開催等により、協働の取組促進に向けた機運の醸成を図っていくものとする。

4 今後の進め方

(1) 令和5年4月の運用開始に向け、プラットフォームを利用する際のルールなどの詳細について検討する。検討に当たっては、WEBアンケートを実施するなど、区民や地域団体等の意見を参考にする。

(2) 「多様な主体からの取組提示型」の仕組みを試行的に運用し、プラットフォームの円滑な運用開始に向けた準備を行う。

(3) プラットフォームの仕組みを区ホームページ等によりPRするとともに、参加する主体を幅広く募っていく。

(4) 利用者の利便性の向上や利用者間の円滑な情報共有等を図るため、デジタル技術を活用した「プラットフォームシステム」の令和5年度中の導入に向けた検討を進める。なお、システムの導入までの間は、メール等を活用した情報共有等を図るものとする。

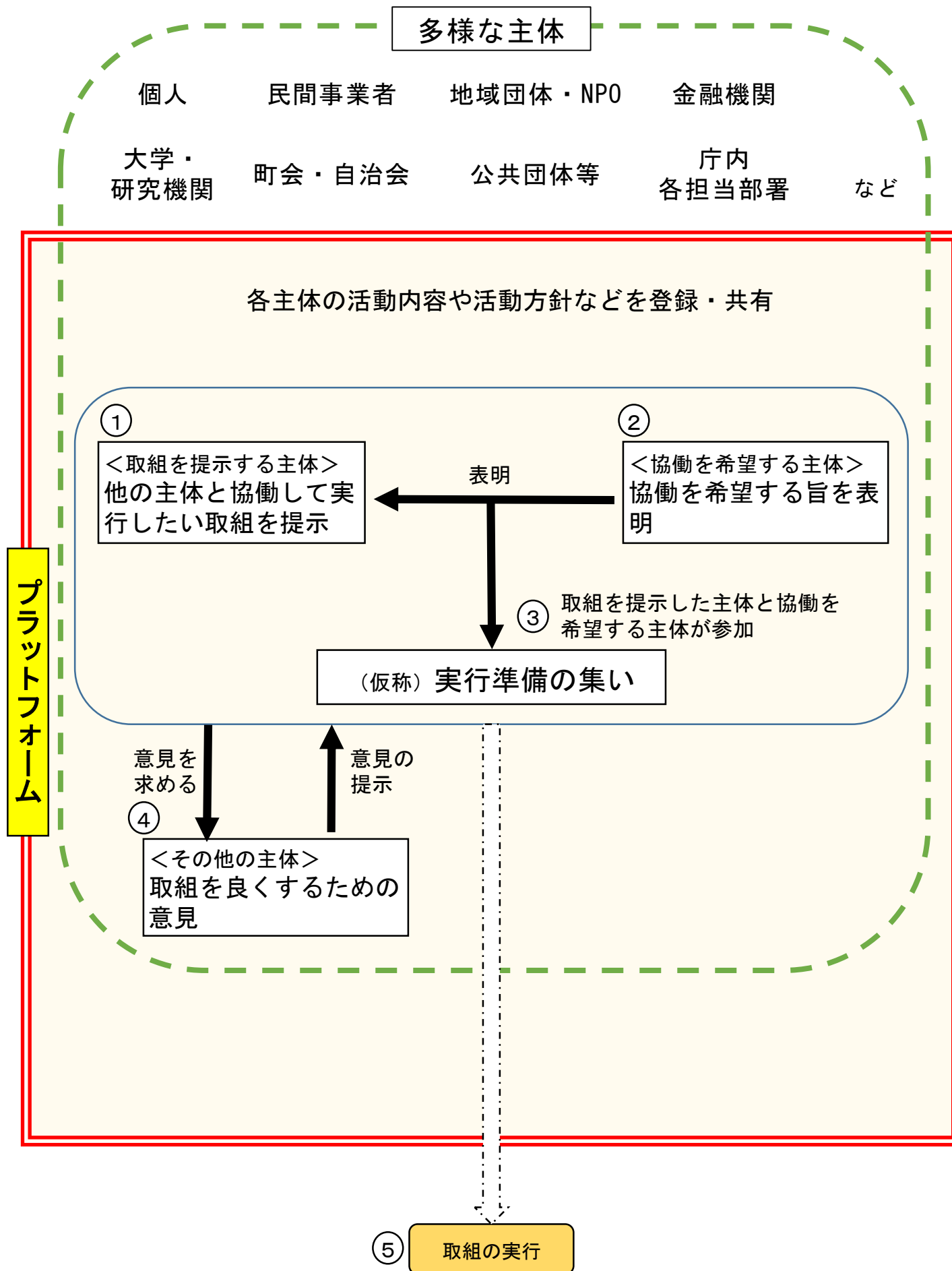
5 今後の主なスケジュール（予定）

令和4年11月～令和5年3月 利用ルールなどの詳細について検討
試行的な運用
プラットフォームのPR等

令和5年4月 プラットフォームの運用開始

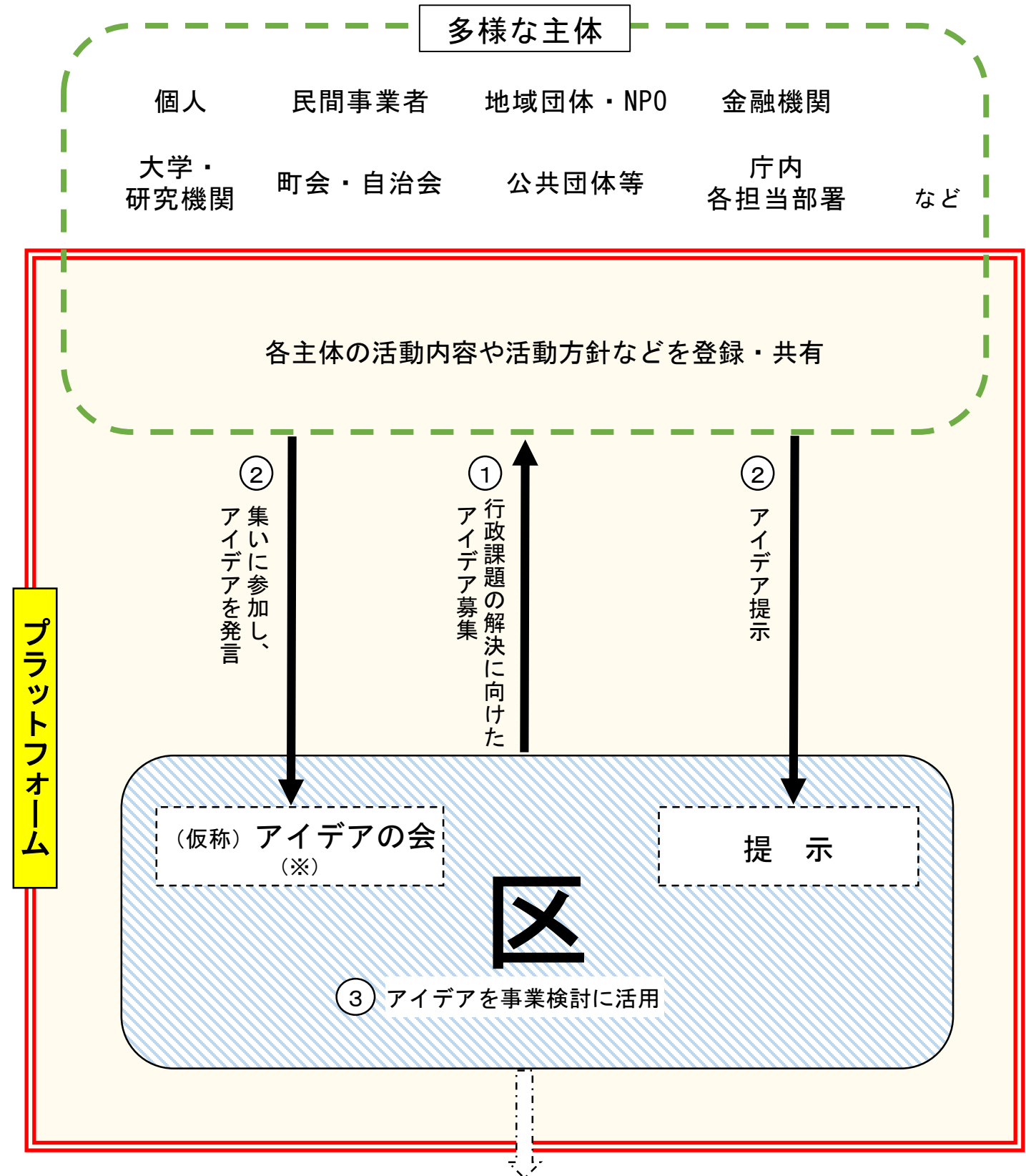
令和5年度中 プラットフォームシステムの導入

(1) 多様な主体からの取組提示型



- 他の主体と協働して実行したい取組がある主体は、具体的内容を提示し(①)、協働を希望する主体はその旨を表明する(②)。
- 取組を提示した主体と協働を希望する主体は、「(仮称) 実行準備の集い」で、取組の実現に向けた調整を行ったうえで(③)、取組を実行する(⑤)。
- 取組を提示した主体等は、取組の実現に向けた調整の際や取組の実行後に、より良い取組となるよう、その他の主体に意見を求めることができる(④)。
- 区は、協働する主体を探す支援や「(仮称) 実行準備の集い」でのファシリテーターの役割を担うほか、取組の実行主体となることもできるものとする。

(2) 区からのアイデア募集型



- 区は、行政課題の解決に向けたアイデアを募集する (①)。
- 多様な主体は、自由にアイデアを提示できるほか (②)、「(仮称) アイデアの会」に参加してアイデアを発言することなどができる (②)。
- 取組の実行主体になることが困難であっても、知恵やノウハウを政策に活かすことが可能となる (③)。
- 区は、様々なアイデアを活かして、事業化することができる (④)。

(※) (仮称) アイデアの会

- 多様な主体が誰でも参加でき、区が提示した行政課題を共有したうえで、知恵やノウハウを活かしてアイデアを出し合う場
- 参加者の相互交流を促し、参加者間での新たな協働の取組につなげることができる場